

第 部 教 育 行 財 政 編

第1章 愛 知 県 教 育 委 員 会

第1節 教 育 委 員 会 委 員

教育委員会は、合議制の執行機関（行政委員会）として、6人の委員で構成されている。

| 氏 名 | 任 期 | 委員長任期期間 | 備 考 |
|-----------|-------------------|-------------------|-----|
| 加 藤 勤 | 16.10.18～20.10.17 | 17.10.19～18.10.18 | |
| 池 田 桂 子 | 15.10.27～19.10.26 | 18.10.19～19.10.18 | |
| 赤 井 知 久 | 12.10.18～16.10.17 | 14.10.13～15.10.12 | |
| | 16.10.18～20.10.17 | 16.10.19～17.10.18 | |
| 加 藤 栄 子 | 14.10.14～18.10.13 | | 退 任 |
| 伊 藤 敏 雄 | 16. 4. 1～20. 3.31 | | 教育長 |
| 梶 田 正 巳 | 17.10.21～21.10.20 | | |
| 熊 澤 香 代 子 | 18.10.14～22.10.13 | | 新 任 |

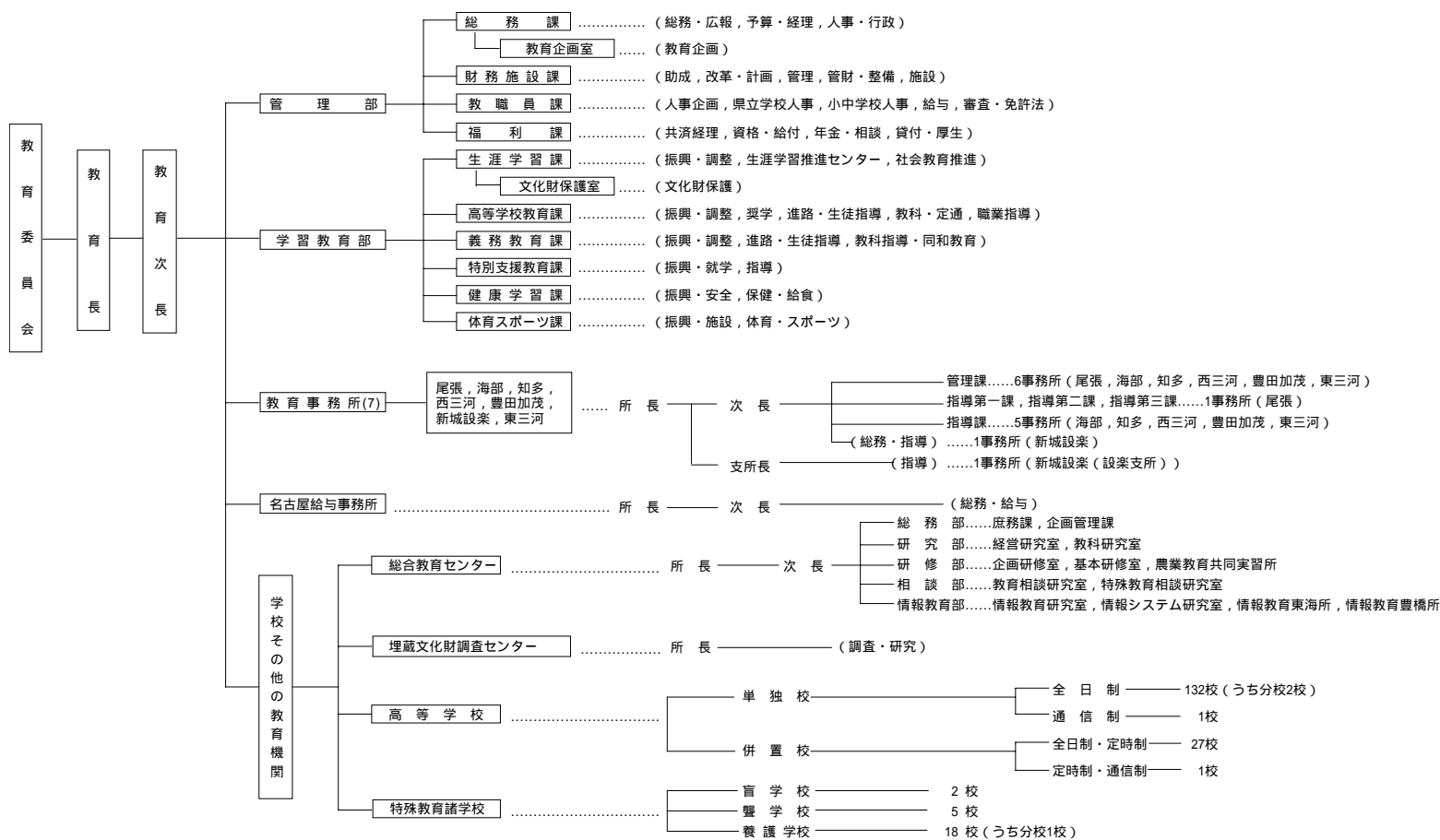
第2節 教 育 委 員 会 の 機 構

教育委員会は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる教育長を置くほか、教育委員会の権限に属する事務を処理させるための事務局を置いている。

また、教育に関する事業等を目的とする学校その他の教育機関（大学を除く。）も教育委員会が所管している。なお、体育館、スポーツ会館、武道館、茶臼山野外活動ロッジ、野外教育センター、岡崎・一宮の両総合運動場、口論義運動公園、総合射撃場、青年の家、美浜・旭高原の両少年自然の家 の 12 施設の管理を指定管理者に委託している。

以上を図表にすると、次のとおりである。

1 教育委員会機構図 (18.4.1 現在)



2 事務局等職員定数一覧表

(18.4.1 現在)

| 区 分 | 定数 | 充指導主事 | 計 | 備 考 |
|-----------------------|------|-------|------|-----|
| 総 務 課 | 59 人 | 人 | 59 人 | |
| 教育企画室 | (11) | | (11) | |
| 財 務 施 設 課 | 33 | | 33 | |
| 教 職 員 課 | 36 | | 36 | |
| 福 利 課 | 9 | | 9 | |
| 生 涯 学 習 課 | 36 | | 36 | |
| 文化財保護室 | (12) | | (12) | |
| 高 等 学 校 教 育 課 | 20 | 11 | 31 | |
| 義 務 教 育 課 | 11 | 9 | 20 | |
| 特 別 支 援 教 育 課 | 11 | 1 | 12 | |
| 健 康 学 習 課 | 14 | 5 | 19 | |
| 体 育 ス ポ ー ツ 課 | 20 | 3 | 23 | |
| 尾 張 教 育 事 務 所 | 25 | 5 | 30 | |
| 海 部 " | 11 | 2 | 13 | |
| 知 多 " | 10 | 3 | 13 | |
| 西 三 河 " | 18 | 4 | 22 | |
| 豊 田 加 茂 " | 11 | 2 | 13 | |
| 新 城 設 楽 " | 16 | 1 | 17 | |
| 設 楽 支 所 | (8) | (1) | (9) | |
| 東 三 河 " | 15 | 3 | 18 | |
| 名 古 屋 給 与 事 務 所 | 7 | | 7 | |
| 総 合 教 育 セ ン タ ー | 62 | | 62 | |
| 埋 蔵 文 化 財 調 査 セ ン タ ー | 2 | | 2 | |
| 合 計 | 426 | 49 | 475 | |

第 3 節 教 育 委 員 会 会 議

教育委員会は、毎月 1 回定例会を開催するほか、必要に応じ臨時会を開催し、教育行政に関する重要な事項の審議決定を行っている。平成 18 年度中の会議開催状況は次のとおりである。

教育委員会会議開催状況

| (開催期日) | (定例・臨時の別) | (審議決定事項) |
|--------|-----------|--|
| 4.17 | 定例 | 第 15 号議案 平成 19 年度使用県立学校（高等学校及び盲・聾・養護学校高等部）教科用図書採択の基本方針について 第 16 号議案 平成 19 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準（案）について |
| 5.17 | 定例 | 第 17 号議案 平成 19 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について |
| 6.1 | 定例 | 第 18 号議案 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部改正について |
| 7.10 | 定例 | 第 19 号議案 平成 18 年度（第 58 回）愛知県教育表彰被表彰者について 第 20 号議案 愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について 第 21 号議案 平成 19 年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について |
| 8.23 | 定例 | 第 22 号議案 公立学校長の人事について |
| 10.6 | 臨時 | 第 23 号議案 愛知県教育委員会公印規則の一部改正について 第 24 号議案 平成 19 年度教職員定期人事異動方針について 第 25 号議案 公立学校長の人事について |
| 11.10 | 定例 | 第 26 号議案 県立高等学校再編整備実施計画（第 2 期）について 第 27 号議案 平成 19 年度愛知県立高等学校生徒募集計画について 第 28 号議案 平成 19 年度愛知県立高等学校入学者募集について 第 29 号議案 平成 19 年度愛知県立高等学校専攻科入学者募集について 第 30 号議案 平成 19 年度愛知県立盲学校、聾学校、養護学校の幼稚部及び高等部の入学者募集について |
| 12.20 | 定例 | 第 31 号議案 教育長の給料額の改定について 第 32 号議案 愛知県立高等学校学則の一部改正について 第 33 号議案 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について 第 34 号議案 公立学校長の人事について 第 35 号議案 愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部改正について |
| 12.27 | 臨時 | 第 36 号議案 公立学校長等の人事について |

- | | | | | |
|------|---|---|----------|--|
| 1.22 | 定 | 例 | 第 1 号議案 | 平成 19 年度学校教育について |
| 3.22 | 定 | 例 | 第 2 号議案 | 平成 19 年度事務局等職員の人事について |
| | | | 第 3 号議案 | 愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について |
| | | | 第 4 号議案 | 学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正について |
| | | | 第 5 号議案 | 愛知県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部改正について |
| | | | 第 6 号議案 | 愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について |
| | | | 第 7 号議案 | 愛知県立高等学校学則の一部改正について |
| | | | 第 8 号議案 | 平成 19 年度教職員定期人事異動について |
| | | | 第 9 号議案 | 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について |
| | | | 第 10 号議案 | 学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について |
| | | | 第 11 号議案 | 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について |
| | | | 第 12 号議案 | 愛知県産業教育審議会規則の一部改正について |
| | | | 第 13 号議案 | 愛知県立特殊学校学則の一部改正について |
| | | | 第 14 号議案 | 愛知県立学校管理規則等の一部改正について |
| | | | 第 15 号議案 | 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について |

第 4 節 公 益 法 人 ・ 公 益 信 託

民法第 34 条の規定に基づき設立される教育に関する社団法人又は財団法人(文部科学大臣が所管する法人を除く。)の許認可等に関する事務については、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の定めるところにより、県教育委員会が主務官庁としての事務を処理している。

また、信託法第 68 条の規定に基づいて引き受け許可される教育に関する公益信託の許可等に関する事務についても、同様に処理している。

教育委員会が所管する公益法人・公益信託の現況は、次のとおりである。

法人数 (18 . 4 . 1 現在)

108 (財団法人 99 社団法人 9)

信託数 (18 . 4 . 1 現在)

3